

医学系研究に関する情報公開および研究協力をお願い

聖隷浜松病院では、当院の臨床研究審査委員会の承認を得て、下記の医学系研究を実施しております。

研究の実施にあたり、対象となる方の既に存在する試料や情報、記録、あるいは、今後の情報、記録などを使用させていただきますが、対象となる方に新たな負担や制限が加わることは一切ありません。

ご自身の試料や情報、記録を研究に使用してほしくない場合や研究に関するお問い合わせなどがある場合は、以下の「問い合わせ窓口」までご連絡下さい。研究への参加を希望されない場合、研究対象から除外させていただきます。研究への参加は自由意思であり、研究に参加されない場合でも、不利益を受けることは一切ありませんのでご安心下さい。

研究課題名	救命救急病棟オープンフロアにパーテーションを設置したことによる身体拘束実施率の変化
研究責任者	聖隷浜松病院 救命救急病棟 三好志織
研究実施体制	聖隷浜松病院
研究期間	臨床研究審査委員会承認日 ～ 2025 年 6 月 30 日
対象者	救命救急病棟入院中の患者さん
研究の意義・目的	救命救急病棟では、集中治療を行い生命の危機に瀕した患者を24時間体制で観察しています。患者の重症度は高く、挿管など生命維持に重要な役割を果たすデバイスが挿入されている患者さんも多いです。そのため、患者の安全を確保することが大切な看護の一つであり、観察がしやすい環境が必要であることから、オープンフロアでの構造が多いが、個室化を図る施設も増えています。 近年の先行研究では、集中治療の現場において倫理的配慮が必要であるという文献が散見されています。集中治療室に勤務する看護師の87.5%が何らかの倫理的課題を感じている(中西ら、2003)という報告もあります。その一つが、オープンフロアであることによる患者療養環境の非安寧性です。この問題に対し、当院救命救急病棟では2024年よりオープンフロアに1.4mのパーテーションを設置しました。このパーテーションを設置したことで、患者さんにとって安楽な環境の提供の一助になりうるという病棟看護師からの意見がある一方、身体拘束の実施率が増加するのではないかという懸念の声も挙がっていました。 そのため本研究では、救命救急病棟におけるパーテーション設置前後による身体拘束の実施率の変化について報告し、患者へ安全で倫理的配慮のある療養環境の提供に繋げていきたいと考えています。
研究の方法	① 身体拘束実施日数 電子カルテ内の「身体拘束実施」記録に基づき、実施率を算出します。患者の重症度や季節による変化があることを鑑み、パーテーションを設置した2024年12月～2025年2月の身体拘束の実施率と、前年度の同日で比較します。
個人情報の取扱い	本研究で利用する資料や情報、記録からは、直接ご本人を特定できる個人情報は削除した上で、研究成果は学会や雑誌等で発表されます。取り扱う情報は、厳密に管理し、外部に漏洩することはありません。なお、個人情報の利用目的等について詳細をお知りになりたい場合は、「問い合わせ窓口」までご連絡下さい。
個人情報開示に係る手続き	個人情報開示の手続きについては、「問い合わせ窓口」にご相談下さい。
資料の閲覧について	ご要望があれば、開示可能な範囲で、この研究の計画や方法について資料をご覧ください。ご希望の方は、「問い合わせ窓口」までご連絡下さい。
問い合わせ窓口	聖隷浜松病院 救命救急病棟 (氏名) 三好志織、三上知里(課長) TEL: 053-474-2222(代表)